

【埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員を募集します】

～博物館の運営について一緒に考えてみませんか～

1 趣 旨

この協議会は、県立歴史と民俗の博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる附属機関です。条例に基づき埼玉県教育委員会が設置しています。

今回、県立歴史と民俗の博物館の運営について、広く県民の方々から御意見等をいただくため、埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会の委員を公募します。

2 応募条件・資格

満18歳以上（令和8年1月1日現在）で、埼玉県に在住又は在勤・在学されている方

3 応募方法

以下の書類を県立歴史と民俗の博物館に郵送、電子メール又は直接お持ちください。

なお、御提出いただいた書類は返却できませんので御了承ください。

(1) 「県民に親しまれる博物館づくりについて」の作文

（800字以内・様式A4縦判・20字×20行）

(2) 応募票（別に定めた様式）

※ 県立歴史と民俗の博物館及び県立博物館施設で配布するほか、県立歴史と民俗の博物館ホームページからもダウンロードできます。

【応募・問い合わせ先等】

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4-219

県立歴史と民俗の博物館 総務担当

電話：048-641-0890 FAX：048-640-1964

電子メール：m410890@pref.saitama.lg.jp

ホームページ：<https://saitama-rekimin.spec.ed.jp/>

埼玉県のマスコットコバトン



4 募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで【必着】

5 募集人員

2人以内

6 選考方法

第1次選考（応募者全員が対象となります。） 作文審査

第2次選考（第1次選考を通過された方が対象です。）面接審査（3月上旬予定）

※ 1次選考の結果については、文書で2月下旬までに応募者本人へ通知します。

7 その他

(1) 開催予定回数 年間2回程度

(2) 報酬 協議会に出席された場合は、県の規定に基づき報酬を支払います。

(3) 任期 令和8年5月26日から令和10年5月25日までの2年間（予定）

(4) 観察証の交付 県立歴史と民俗の博物館の調査・観察を行う際に使用できる観察証（常設展、企画展及び特別展が無料）を交付します。